

令和3年度

士幌町住宅リフォーム費用助成事業

士幌町では、町内経済の活性化を促進するため士幌町商工会と連携して、住宅リフォーム費用の助成事業を実施します。

この事業は、町民のみなさんが町内の施工業者を利用して自宅のリフォームを行う場合に、お支払いになった工事費の一部を助成するものです。

助成金額

最大10万円の商品券

詳細は下記の■助成金額■欄で
ご確認下さい。

- ・事業利用申込は、士幌町商工会で4月1日（木）から受付を開始しています。
- ・申込に必要な書類は、士幌町商工会、士幌町役場産業振興課の窓口で随時配布しています。また、商工会、町のホームページからもダウンロードできます。
- ・当事業のご利用は、一人あたり1回に限ります。また、一住宅あたり1回までです。複数の工事を行う場合は、すべての工事の見積書をそろえて、合計額でお申し込みください。

■ 助成の対象となる方 ■

- ・士幌町に住民登録している方
- ・町内に住宅を所有し、その住宅に住んでいる方（これから住む予定の方も含まれます。）
- ・町税の滞納がない方

■ 助成金額 ■

助成対象となる工事費（消費税を含む）の10%相当の士幌町商工会発行の商品券（限度額10万円）
*工事費の合計が30万円未満の場合は、対象になりません。

【お手続き方法】

- ① 申込書等を入手 ⇒ 士幌町商工会、士幌町役場産業振興課窓口にて配布（商工会ホームページ <http://www.shihoro.net/>、町のホームページ <http://www.shihoro.jp/> からダウンロードできます。）
- ② 申込書類の提出 ⇒ 提出先：士幌町商工会 *必ず、工事着工前に提出してください。
*受付は4月1日から開始します。（書類審査に、通常7営業日程度の期間を要します。）
- ③ 利用決定書の送付（申込み者に郵送）
- ④ 工事着手 ⇒ 利用決定を受けた後、速やかに工事を始めてください。
- ⑤ 工事完了 ⇒ 令和4年3月31日までに工事を完了してください。
- ⑥ 助成金交付申請書の提出 ⇒ 提出先：士幌町商工会（工事完了後30日以内）
- ⑦ 書類審査、工事の確認（必要に応じて現地検査を行います）
- ⑧ 助成金の額の確定通知書の送付（申請者に郵送）
- ⑨ 助成金の受け取り（確定通知書に記載の期間内に、士幌町商工会にてお受け取りください。）



助成対象の要件、助成の対象となる工事の例は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

■ 士幌町商工会 電話 01564-5-2614

〒080-1219 士幌町字士幌西2線162番地

■ 士幌町役場産業振興課 電話 01564-5-5213

〒080-1292 士幌町字士幌225番地

【助成対象の要件】

- 1 消費税込みの工事額が 30 万円以上の既存住宅のリフォーム工事（下表の工事例を参照ください。）
- 2 町内の施工業者と契約して行う工事
- 3 利用決定があった日以降の日から工事を開始し、令和 4 年 3 月 31 日までに完了する工事
- 4 その他の助成等の対象となる工事が含まれていない工事

* 土幌町のその他の助成等は、次のとおりです。当事業とその他の事業（国、道、その他団体等も含まれます）を併せて利用する場合は、他の助成等の対象となる工事を除いてください。

- ・ 土幌町合併処理浄化槽設置事業助成金
- ・ 土幌町木造住宅耐震改修費補助金
- ・ 高齢者等住宅改修支援事業



助成の対象となる工事の例
基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の工事
塗装工事
給排水等設備工事
建具取替工事
ふすま、障子の張替、畳の表替
避難設備、防火設備及び換気設備工事
浴室・台所改修工事
段差解消工事
手摺設置工事
トイレ改修工事
窓ガラス交換工事
内窓設置工事
外窓、玄関断熱ドア取替工事
断熱改修工事
電気設備工事

* この表にない工事は、個別にご相談ください。

対象とならない工事の例
賃貸用の住宅の工事
倉庫、車庫等の工事（住宅と一体となっているものも含む）
事業者を伴わない申込者が自ら行う工事
申込者が施工業者の場合の労務費
リフォームを伴わない解体工事
造園、門扉、塀または外構の工事
公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、移転補償の対象となる工事
電気機器単品での更新（移動可能な機器：テレビ・冷蔵庫・洗濯機など）

お問い合わせ先

■ 土幌町商工会 電話 01564-5-2614

■ 土幌町役場産業振興課 電話 01564-5-5213